

日本学士院賞 受賞者

保坂高殿



専攻学科目 西洋古典学

生年 昭和三〇年四月
略歴 昭和五七年 三月

東京外国語大学ドイツ語学科卒業

同 六〇年 三月

東京大学大学院人文科学研究科修士課程修了

同 六二年 九月

スイス国ベルン大学神学部（平成元年八月まで）

平成 二年 三月

東京大学大学院人文科学研究科博士課程満期退学

同 五年 四月

千葉大学教養部助教授

同 六年 四月

千葉大学文学部助教授

同 一九年 四月

千葉大学文学部准教授

同 二〇年 四月

千葉大学文学部教授（現在に至る）

保坂高殿氏の『ローマ帝政初期のユダ

ヤ・キリスト教迫害』に対する授賞審査

要旨

本書（教文館、二〇〇三年二月刊）は、一九世紀以来踏襲され続けてきたキリスト教迫害史研究の方法論的諸前提を問い直し、とりわけローマ帝国側の史料を駆使して、ローマ帝政初期におけるユダヤ・キリスト教迫害の原因を、国家と教会をめぐる新たな視座を提示しながら、詳細に分析した画期的労作である。

従来のキリスト教迫害史研究は長年にわたって、

(一) ローマ帝国政府はキリスト教を信ずる社会集団に対し「司法的に対処した」との暗黙の前提に立って、迫害原因を国是に反する教会の反社会的属性に求め、専らその属性の解明にのみ力を注いできた。

(二) 帝国政府は教会所属自体を有罪視していたとの暗黙の前提に立って、教会側史料の証言の信憑性に疑いをかけることをしなかった。

保坂氏は以上の二大前提の妥当性を再検討するために、ローマ

史、とりわけローマ法制史に礎石を置いたといわれるテオドール・モムゼンのキリスト教迫害に関わる論文「ローマ法から見た宗教的逸脱」（一八九〇年）を積極的の手掛かりとして、それ以降のおびただしい数に上る研究文献を、ローマ政治・法制史、ユダヤ・キリスト教史関連の、入手可能な限りの文献資料の他、碑文資料や貨幣資料、更に図像資料をも駆使し、批判的に整理・検討した上で、新約聖書学を含む古典文献学的考証を通して、史資料に混入した教会的視点を丹念に排除しながら、帝国政府の統治原理と社会集団に対する基本姿勢を、帝国側の視座に立って詳細に追究し、次のような知見に達している。

(一) まず方法論的に見て、迫害の「法的基礎論」と「歴史的原因論」は区別されるべきである。法的基礎は、当時属州総督に与えられていた *coercio*（「懲戒権」）にあり、総督はこれをもとに法律および元老院議決による制約を受けることなく、被告（キリスト教徒）に対し治安対策的観点から一方的に決定を下すことができた。したがって、法律的な意味での「罪名」は元来存在しえない。

(二) 迫害の歴史的原因はむしろ、特定の民族・国家を越えた、彼らにとって不可解な *superstitio*（「外来宗教」）に対するローマ人のネガティブな価値判断に求められるべきで、それは、異民族・外国宗教に関して一般的に寛容でありながらも、共和制以来の伝統を有

し、とりわけ帝政初期に高揚をみた「文化的ナシヨナリズム」によって形成された「民族的同一意識」に起因する。

(三) ローマ側は、二世紀初期に至るまで、ユダヤ教からキリスト教を識別できなかった。したがって、この時期における「許された宗教」(religio licita)としてのユダヤ教と「許されざる宗教」(religio illicita)としてのキリスト教の区別は、モムゼンの所説を不当に拡大した、法的根拠のない「俗説」である。

(四) 二世紀初頭、属州ビテュニア・ポントスの総督を勤めたプリーニウスが皇帝トラヤヌスに提出した「請訓書簡」にはじめて「キリスト教徒」という「名そのもの」(nomen ipsium)が処罰の対象とされるべきか否かという文言が出てくるが、これも処罰を目的とした法的根拠を問うものではなくて、むしろ釈放(命令への服従)を目的とした懲戒権行使にかかわるものであった。このことはトラヤヌス返書によっても裏づけられる。

(五) 後継皇帝ハドリアヌスおよびアントニヌス・ピウスもそれぞれ時の属州総督による請訓書簡に返書を出しているが、両帝ともトラヤヌス路線とは反対に、訴えられた行為について原告側に具体的証明を求めている。これに対して皇帝マルクス・アウレリウスはトラヤヌスと同様な手法を取って、棄教者に赦しを与える一方、キリスト教徒たることを頑強に自認する者には「名そのもの」によって

処罰するように返書を出している。これは要するに、二世紀においては、キリスト教徒断罪のための一定した法的根拠はなかったこと、依然として処罰は属州総督の懲戒権に基づく裁量による治安上の措置とみなされていたことを証しするものである。

(六) 三世紀末、皇帝ディオクレティアヌスは教会をローマ人の国是に悖る行為を繰り返す危険な反乱分子の集団と認知し、これが大迫害勃発の引き金となったが、彼はその時にさえ教会を「非合法集団」と宣言することはなく、逆にキリスト教徒に対し免罪の機会を与えたのであった。事実、キリスト教徒は総督が命じた供犠を履行した後に釈放された。したがって、大迫害期においてさえ「名そのもの」は帝国の関心事ではなかったのである。

以上要するに、帝国政府は教会所屬をそれ自体として有罪視したり、また教会組織の破壊を企てたことはなく、帝政初期には治安的観点から、教徒集団に対し、「司法」的に対処したのではなく、治安上「懲戒権」を行使した(属州総督の *coercitio* に基づく処罰)、つまり教会側史料が証言する意味と規模での帝国主導による「迫害」は存在しなかった、とすることが本書の結論である。

このような、ローマ帝国はキリスト教に特化した特別の宗教政策を有せず、キリスト教問題を一般的な秩序維持政策の枠内で処理したとの結論は、とりわけ帝国側史料の精緻この上ない文献学的分析

により、教会側史料の証言を偏重しがちな従来の迫害史研究に批判的
一石を投じ、その根本的再検討を迫った意味で画期的である。
またこれは、帝政後期の対教会政策をも、諸皇帝の改宗あるいは信
仰心といった宗教的動機からではなく、純粹に政策的観点から考察
する道を研究史に拓くものとして高く評価される。

しかも、保坂氏の業績は当該研究史に新しい地平を拓くのみなら
ず、同種の異教徒あるいは異宗派迫害史研究にも貴重な示唆を与え
る可能性を秘めている。以上本書を、学界に貢献するところ多大で
あり、学士院賞に値するものと評価する所以である。